

入曽駅東口土地区画整理事業 出来形確認測量及び換地処分等業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、狭山市（以下「甲」という。）が発注する「入曽駅東口土地区画整理事業 出来形確認測量及び換地処分等業務委託」（以下「業務」という。）に適用するものとする。

(目的)

第2条 本業務は、土地区画整理事業に係る工事が概成し、収束段階を向える本地区において、換地処分に向けた関係機関との事前協議や関係権利者に対する説明に必要な資料の作成等作業、その他、土地区画整理事業終了に向けた支援を行うことを目的とする。

(履行場所)

第3条 本業務の履行場所は、入曽駅東口土地区画整理事業地内とする。

(準拠法令等)

第4条 本業務を実施するにあたり、準拠すべき法令等は以下のとおりとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 土地区画整理法
- (3) 土地区画整理事業運用指針
- (4) 国土交通省土地区画整理事業測量作業規程
- (5) 狭山市諸規程
- (6) その他関係法令

(疑義)

第5条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は及び本特記仕様書に記載のない事項については甲と受託者（以下「乙」という。）が協議の上、甲の指示に従うものとする。

(管理技術者)

第6条 乙における本業務の履行の技術上の管理をつかさどる管理技術者は、同種業

務の実績及び土地区画整理士を有するものとする。

第7条 乙は過去5年以内に埼玉県内の個人施行もしくは公共団体施行の土地区画整理事業区域内において出来形確認測量並びに換地処分業務を履行した実績を有すること。

(秘密の保持)

第8条 乙は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務进行处理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容及び成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報等の保持)

第9条 乙はプライバシーマークの認証を取得しているものとし、個人情報の保護につとめなければならない。なお、乙は本業務着手時に、甲に対し、プライバシーマークの認証取得を証す書類の写しを提出するものとする。

(品質管理)

第10条 乙は、品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証を取得しているものとし、適正な品質管理に努めなければならない。なお乙は業務着手前に、ISO9001認証を証する書類の写しを提出しなければならない。

(情報セキュリティマネジメント)

第11条 乙は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）認証を取得しているものとし、本業務で取り扱う各種資料やデジタルデータについて、破損、紛失、盗難、外部への漏洩等の事故がないように取り扱わなければならない。なお、乙は業務着手前にISO27001の認証取得を証する書類の写しを提出するものとする。

(官公署等への手続)

第12条 本業務に必要な関係官公署等への諸手続は、乙において迅速に処理するものとする。この場合、これらの諸手続に要する費用は乙の負担とする。

- 2 業務実施に関しては関係官公署、付近住民と交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、速やかにその旨を甲に申し出、指示に従うものとする。

(成果の瑕疵)

- 第13条 業務が完了し、成果品の引渡後、内容に不備、不完全が発見された場合は、乙の負担と責任で直ちに補正するものとする。

(履行期間)

- 第14条 本業務の履行期間は、契約締結日より令和8年3月27日までとする。

第2章 業務内容

(業務内容)

- 第15条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 出来形確認測量等

土地区画整理事業に係る工事が完了した箇所を、街区及び画地の位置、形状及び面積を確認して、事業計画変更や換地計画の諸資料となる街区・画地出来形確認測量原図を作成する。また、換地処分後の法務局引継図書作成や国土調査法第19条第5項申請書作成も行う。

(2) 変更事業計画書作成

出来形確認測量で確認した公共用地面積及び街区・画地面積等及び換地計画と整合を図り資金計画等の調整を行い、最終変更の事業計画書を作成する。

(3) 換地計画書

事業計画に定められた公共施設計画に基づいて、宅地の利用増進を図るために行った換地設計と施行前後の権利関係（土地の所在、地番、地目、地積等）の整理及び換地相互間に不均衡が生ずる場合において不均衡是正のための清算金の額の算定を行う。

(4) 換地処分

土地に関する権利を換地に確定する処分及び清算金に関する権利義務を設定する処分及び、関係権利者に換地計画において定められた関係事項の通知図書の作成を行う。

(5) 区画整理登記

換地処分の公告に基づき、施行地区内の土地及び建物に変動があった場合に登記の申請を行う。

第3章 成果品

(成果品)

第16条 本業務における成果品は以下のとおりとする。

(1) 出来形確認測量等

・ 4級基準点測量	1 式
・ 街区・画地点成果表	1 式
・ 公共施設用地面積成果表	1 式
・ 街区・画地面積成果表	1 式
・ 街区・画地点観測手簿	1 式
・ 街区・画地点計算簿	1 式
・ 街区・画地面積の計算簿	1 式
・ 公共施設用地面積の計算簿	1 式
・ 精度管理表	1 式
・ 街区・画地出来形確認測量原図 (S=1/500)	1 式
・ 国土調査法第19条第5項申請書	1 式
・ 法務局引継図書	1 式
・ 法務省フォーマット	1 式

(2) 変更事業計画書作成

・ 変更事業計画書	1 式
-----------	-----

(3) 換地計画書

・ 権利変動調書	1 式
・ 土地各筆調書	1 式
・ 名寄簿	1 式
・ 土地種別集計表	1 式
・ 総括表	1 式
・ 土地所在修正図	1 式
・ 区域修正図	1 式
・ 現況公図重ね修正図	1 式
・ 従前の土地修正図	1 式
・ 換地修正調書	1 式
・ 整理前後路線価計算書	1 式
・ 整理前各筆評価計算書	1 式

・整理後各筆評価計算書	1 式
・換地設計表	1 式
・街区別調書	1 式
・地番順調書	1 式
・換地設計修正図	1 式
・単価決定資料図 (S=1/500~1/1000)	1 式
・単価決定資料調書	1 式
・権利清算金調書	1 式
・清算金総括表	1 式
・金額別清算金一覧表	1 式
・評価委員会資料	1 式
・換地図その 1 (従前の土地図) (S=1/500~1/1000)	1 式
・換地図その 2 (換地処分後の土地図) (S=1/500~1/1000)	1 式
・参考図	1 式
・認可申請書一式	1 式
・新地番予定図 (S=1/500~1/1000)	1 式
・公共施設用地消滅帰属図 (S=1/500~1/1000)	1 式
・参考図	1 式
・換地計画事前協議書	1 式
(4) 換地処分	
・権利変動調書	1 式
・土地各筆調書	1 式
・名寄簿	1 式
・土地種目別集計表	1 式
・総括表	1 式
・土地所在修正図	1 式
・区域修正図	1 式
・現況公図重ね修正図	1 式
・従前の土地修正図	1 式
・換地案内図 (S=1/500~1/1000)	1 式
・換地図	1 式
・換地処分通知書	1 式
・換地処分説明書	1 式
・換地処分通知発送簿	1 式
・消滅及び帰属する土地明細書	1 式
・消滅・帰属関連区分図 (S=1/500~1/1000)	1 式

・整理前・後地番対照表	1 式
(5) 区画整理登記	
・協議簿	1 式
・添付図 (S=1/500~1/1000)	1 式
・総合見取図 (S=1/500~1/1000)	1 式
・地図 (S=1/500)	1 式
・嘱託書 (申請書)	1 式
・換地態様別明細書	1 式
・整理前後地番対照表	1 式
・建物所在図写し	1 式
・申請家屋番号一覧表	1 式
・謄本又は証明書	1 式
・家屋台帳調査簿	1 式
・建物所在調査図 (S=1/500~1/1000)	1 式
・建物所在図 (S=1/500)	1 式
・建物図面	1 式
・不存在建物調書	1 式
・嘱託書 (申請書)	1 式

以 上